

事務局説明資料

1. 有料道路制度の経緯

○昭和27年版 国土建設の現況 建設省（抄）

現下の交通情勢から急速な道路整備の要請は、国家財政上一般の租税のみを財源としては到底賄いきれないので、新たに有料道路の制度を採用し、昭和27年度から実施することとした。

これは、特殊の道路、橋、トンネル等の新設又は改築費を一般の租税を賄うことなく、一定の期間これを通過する自動車等の通行料を以て賄うこととし、これがため特別の資金を設けて、新設又は改築を行おうとする制度である。

特殊な道路、橋梁、トンネル等は、その建設の財源をその利用と関係のない国民一般が負担する税金に求めるよりも、これを利用することによつて直接著しい利益を受ける者から、その利益の範囲内で徴収する料金に求めることが、かえつて衡平の原則に合致することにもなり、又道路網の整備を急速に実現し、利用者始め一般公共の利益を進める近道でもあるのである。

○昭和30年 道路審議会答申 （平成23年 高速道路のあり方検討有識者委員会資料より）

道路整備を急速に推進する方策として、現在の有料道路制度を拡充するためには、日本道路公団（仮称）の様な機関を設立して、広く民間資金の導入を図るとともに、総合的、効率的運営を図るよう措置する必要がある。

○道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（抄） 政府・与党申し合わせ（平成15年12月22日） 概要

- 1 民営化の目的等
- 政府は、今次改革における「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、
- ①道路関係四公団会計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済し、
 - ②有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設するとともに、
 - ③民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図ることを目的として、各種措置を講ずる。

2.道路公団時代の財務諸表（例：日本道路公団）

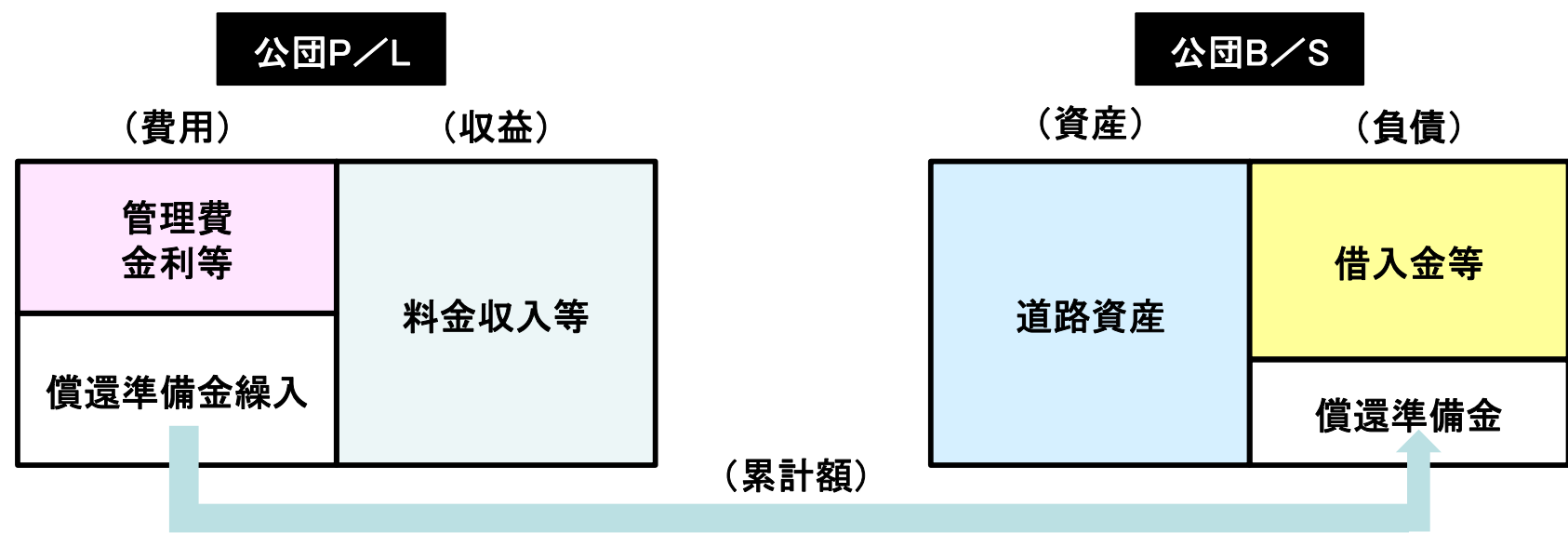
○日本道路公団会計規程（昭和三十一年十二月二十七日道路公団規定第二十四号）（抄）

第4章 資産
第3節 固定資産
第1款 事業資産
(償還準備金)
第42条 道路の償還に充てるため、別に定めるところにより計算して得た額を事業年度末において償還準備金とし、その累計額を負債勘定に計上する。

○日本道路公団会計規程実施細則の概要（償還準備金の算定方法部分）

営業中の道路から生じる料金収入などの収入から管理費や金利などの費用を差し引いた収支差益を「償還準備金繰入」として費用に計上し、その累計額を「償還準備金」として負債に計上する。

(道路資産に係る部分)



3.民営化に伴う会計規則の制定

○道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（抄）
政府・与党申し合わせ（平成15年12月22日） 概要

3 新たな組織とその役割

(1)会社と機構の設立

ア)会 社

- ①道路関係四公団の業務を引き継ぐ複数の会社（以下「会社」）を、特殊会社として設立する。会社は有料道路事業として道路の建設・管理・料金徴収（以下「建設等」）を行う。
- ②民間企業としてのノウハウを最大限発揮して、サービスエリア、パーキングエリアの運営や道路資産を活用した情報通信事業等の関連事業について、できる限り自由な事業展開が可能なようにする。

イ)機 構

- ①高速道路等に係る債務（出資金を含む。以下同じ）の早期かつ確実な返済を行うため、機構を独立行政法人として設立する。機構は、道路資産を保有し、これを会社に貸し付け、会社から貸付料を徴収し、債務（道路関係四公団から承継する債務及び会社から引き受ける債務）を返済する。

4 料金の性格とその水準

- ①高速道路等は、国民共有の財産であり、料金の設定に当たっては、会社の利潤を含めないものとする。

3.民営化に伴う会計規則の制定

○道路資産評価・会計基準検討会の検討報告(平成18年3月) (抄)

Ⅲ. 基本認識及び方針

1. 会計報告の目的

会計報告は、その報告主体の経営責任、説明責任を明確にするとともに、会計情報の利用者の合理的な意思決定に有用な会計情報を提供することを目的とします。

具体的には、機構においては、道路資産の保有・貸付の実態や債務返済能力がわかるような報告を行う必要があると考えます。また、会社においては、道路の料金設定の合理性、高速道路事業の採算性及び経営の合理性がわかるような報告を行う必要があると考えます。

Ⅳ. 開始貸借対照表作成にあたって、公団から承継される道路資産等の評価方針の骨子

4. 道路資産の貸付に関する会計処理

オペレーティング・リースとして処理し、会社の開始貸借対照表には、リース資産・負債は計上されず、機構の開始貸借対照表に、道路資産・負債が計上されることになります。

【考え方】

会社は機構から道路資産を借り受け、貸付料(リース料)を支払って、高速道路を建設、管理、運営することとなりますから、リース取引に相当します。

ここでは、リース取引に係る会計基準に従って、当該リース取引の取扱いについて検討しました。リース取引にはファイナンス・リースとオペレーティング・リースがあります。現時点においては、高速道路の建設、管理、運営に関するリスク・インセンティブの仕組みについて決定されておりませんが、全てのリスクをどちらか一方で負うとは考えにくいものがあります。例えば、必要に応じて5年毎に貸付料等に関する会社と機構との間の協定が見直されることになっており、将来の収益性(とくに交通量の変動)に関するリスク負担について、会社の予測が「不備」であったという理由で全てのリスクを会社に負担させることになるとは思えません。このようなことからファイナンス・リースには該当しないものと考えます。

また、会社の民営化後の業績の推移を測定する上で、巨額の固定資産の減価償却と固定資産に見合う負債の支払利息により、会社の損益に期間的アンバランス問題が生じることとなり、かえって、会社の民営化後の事業の業績の推移を不透明なものとしてしまい、できればこのような効果の算入を避けたいと考えます。

国際会計基準委員会等では現在、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくし、使用権を認識するという会計方法について検討されています。これによると、貸付料が一定期間(例えば5年間)固定されるならば、当該貸付料を基に算出した使用権を会社に認識する処理方法もあるかもしれません。しかしながら、このような使用権説は、現行の一般に公正妥当と認められた会計基準とはなっていないため、現時点においては採用できません。

以上のような観点から、オペレーティング・リースとして会社にはリース資産・負債は計上されず、機構の貸借対照表に道路資産・負債が計上されることになります。

Ⅴ. 民営化後の会計基準の骨子

1 高速道路事業の会計基準の骨子

(5)道路資産の貸付に関する会計処理

オペレーティング・リースとして処理します。

3. 民営化に伴う会計規則の制定

○高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）

（会計の整理等）
第十四条 会社は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。
2 会社は、その会計の整理に当たっては、国土交通省令で定めるところにより、第五条第一項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業とを区分しなければならない。

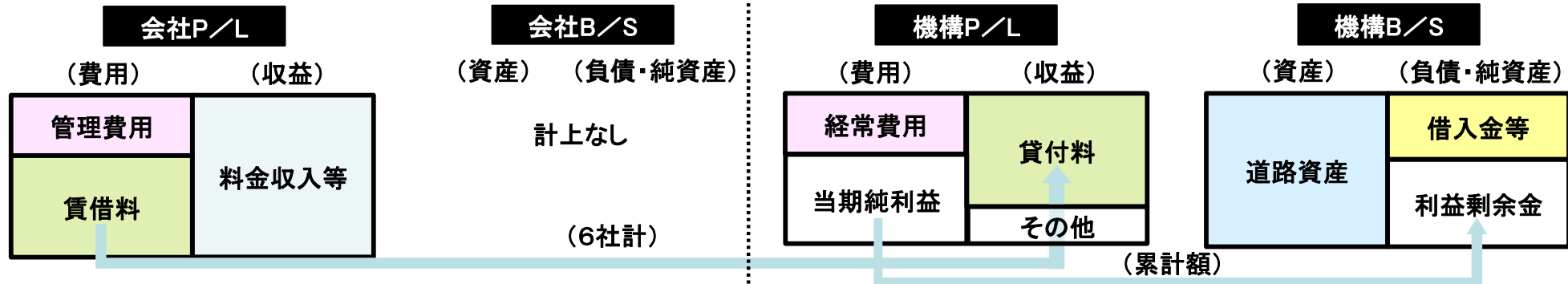
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）

（道路資産の貸付け等）
第十六条 機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならない。
（道路資産の貸付料の額の基準）
第十七条 会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該高速道路に係る機構の第十二条第一項の業務に要する費用その他の政令で定める費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（料金の額等の基準）
第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
二～五 （略）
2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。

（道路資産に係る部分）



4.新リース会計基準

○企業会計基準第34号 リースに関する会計基準 企業会計基準委員会（令和6年9月13日）（抄）

結論の背景
経緯
本会計基準の公表

BC10. 一方、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に対する次のニーズが識別された。

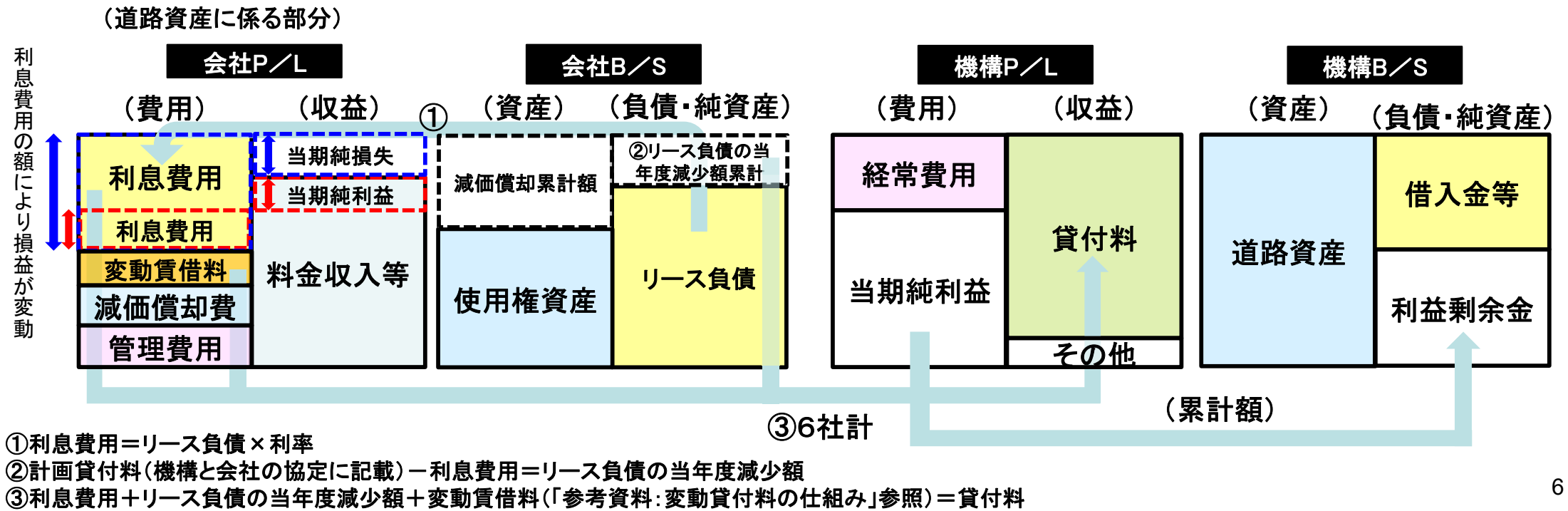
- (1) 国際的な会計基準との整合性を図ることは財務諸表間の比較可能性を高めることにつながると考えられること
- (2) すべてのリースについて資産及び負債を計上することに財務諸表利用者のニーズがあること
- (3) 重要なオペレーティング・リースについて企業会計基準第13号で定めていた賃貸借処理に準じた会計処理を継続することは、重要な負債が財務諸表本表に計上されていないことの指摘を国際的に受ける可能性があり、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが大きいものと考えられること

Ⅲ. 会計処理

3. 借手のリース

(1) 借手における費用配分の基本的な考え方

BC39. この点、本会計基準では、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルによることとした。



○ご議論いただきたい論点

- ① 高速道路事業の性格の特殊性ゆえに、新リース基準に基づいて会計処理を行うと高速道路事業の実態を表さなくなるのではないか
- ② 新リース基準は幅広い業態に影響する会計基準であるので、道路資産取引のみ引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することで比較可能性の低下を招くのではないか
- ③ 新リース基準の主な改正内容は財務諸表利用者の強いニーズに拠るものであるところ、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた費用処理をすることにつき高速道路会社投資家の理解が得られるか

(参考) 高速道路事業等会計規則 (平成十七年国土交通省令第六十五号) (抄)

第一章 総則

(会計原則)

第五条 会社は、次に掲げる原則によってその会計を整理しなければならない。

- 一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 資本取引と損益取引とを明確に区別すること。
- 四 会計の整理について同一の方法を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 五 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則に従うこと